

別紙

諮問第1712号

答 申

1 審査会の結論

本件請求文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日に、東京都立大学の研究倫理申請受付（文系）に送付された、〇〇である〇〇によるメール「〇〇氏による調査研究について」において、〇〇氏の研究倫理違反に対する問題提起を受けた後の、都立大の検討経緯、調査経緯と調査結果、及びその結果を受けての対応について」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都公立大学法人理事長が令和5年2月21日付けで行った存否応答拒否を理由とする本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求については、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条2号及び6号に該当する非開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年7月13日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年8月29日に実施機関から理由説明書を、同年10月10日に審査請求人から意見書を収受し、令和6年5月27日（第247回第一部会）から同年10月29日（第251回第一部会）まで、5回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件開示請求及び本件非開示決定について

本件開示請求は、東京都立大学の特定教員が大学の教育活動外で行った事柄について、審査請求人が研究倫理違反の問題提起を行った後の、実施機関における検討経緯、調査経緯と調査結果及びその結果を受けての対応に関する公文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例7条2号及び6号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例10条に基づき、その存否を明らかにせずに本件開示請求を拒否する本件非開示決定を行った。

イ 本件請求文書に係る存否応答拒否の妥当性について

審査請求人は審査請求書等において、本件開示請求は人の生命、健康、生活又は財産に関与する事柄について、その保護措置のあり方を尋ねるものであって、極めて公益性が高く、本件請求文書は条例7条2号ただし書に該当する旨主張する。

これに対し、実施機関は、特定教員に関する「研究倫理違反報告の受理や検討の実態、調査の有無等」や「研究倫理担当窓口の稼働実態や、研究者が研究倫理規定を遵守しているか否かの確認」については、該当する事実が存在する場合には、当該教員に研究倫理上の問題があるものとの疑いを生じさせることとなり、授業や研究指導等の教育・研究活動や、執筆や講演等の研究者としての様々な活動に

支障が生じる可能性があり、ひいては当該教員の権利利益を害するおそれがあることから、条例7条2号に該当する非開示情報である旨説明する。

審査会が条例7条2号該当性について検討するに、本件請求文書の存否を答えることは、特定の個人が、特定教員の調査研究について研究倫理違反との問題提起をした事実の有無、問題提起があった場合に特定教員が実施機関から調査を受けたか否か、調査を受けた場合にその結果、及びその結果を受けて実施機関から何らかの対応を受けたか否かという事実を明らかにするものであり、当該事実の有無は、問題提起をした者及びされた者の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。まず、審査請求人が主張する同号ただし書口の該当性について、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえ、審査会が検討したところ、研究倫理違反との問題提起をしたこと又はされたことに関する事実が公になることにより害されるおそれがある個人の正当な権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることの必要性が上回るとまでは認められず、同号ただし書口に該当しない。

また、同号ただし書イの該当性について検討する。実施機関は、東京都立大学研究倫理委員会規程（平成17年度法人規程第17号）に基づき、教員等が行う人を対象とする各種研究、遺伝子組換え実験、動物実験、軍事的安全保障研究その他の研究倫理上の配慮が必要な研究が、同規程1条各号に掲げる指針等の趣旨に沿った倫理的配慮の下に行われるよう、キャンパスごとに必要な研究倫理委員会を設置し、教員等の申請に対し審査を行っているとのことである。同委員会については、審査対象となる研究等を行う教員本人からの申請に基づき審査を行い、その判定結果を申請者に通知することとなっており、当該判定結果を第三者に公開することはしておらず、同委員会の議事録は非公開とする旨が定められているとのことであった。このことを踏まえると、本件開示請求に係る特定の個人が行った、特定教員の「研究倫理違反に関する問題提起」は同委員会の審査対象ではなく、かつ、仮に審査対象となった場合にもその判定結果は公開されないものであ

ると思料される。したがって、特定の個人が特定教員の調査研究について研究倫理違反との問題提起をした事実の有無、問題提起があった場合に特定教員が実施機関から調査を受けたか否か、調査を受けた場合にその結果、及びその結果を受けて実施機関から何らかの対応を受けたか否かという事実は、いずれも法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、同号ただし書イに該当しない。

さらに、同号ただし書ハの該当性について検討するに、本件開示請求に係る特定教員は、地方独立行政法人の職員であることから、同号ただし書ハの公務員等に当たる。しかし、同号ただし書ハにいう「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいうとされているところ、当該教員が大学の教育活動外で行った事柄に関して、特定の個人の問題提起を受けて、実施機関が何らかの検討ないし調査を行ったか否か、及びその経緯と結果に関する情報は、当該教員の「職務の遂行に係る情報」に該当するとは認められず、同号ただし書ハに該当しない。

以上のことから、本件請求文書は、その存否を答えるだけで、条例7条2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、同条6号該当性を判断するまでもなく、条例10条に基づき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件非開示決定は、妥当である。

なお、審査請求人はその他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環